

令和3年8月2日

ご利用団体 代表者 様

千葉県福祉ふれあいプラザ
統括責任者 小町純一

新型コロナウイルス感染拡大防止を理由とする利用時間短縮変更、および利用中止に 対する支払済利用料金の返還、キャンセル期間および支払期限に関するお知らせ

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、政府の緊急事態宣言発出、および県の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた
県有施設の利用に関する要請により、拡大する新型コロナウイルス感染拡大防止とご利用者の安全
を期すため、当ふれあいプラザでも8月2日から宣言期間中以下の通り変更等行い運営いたしま
す。

ご理解ご協力の程、宜しくお願い申し上げ、皆様はじめ会員各位ご自愛ください。

記

1. 支払済施設利用料金の返還対象

(1) 返還対象となる利用内容変更(ただし、利用料金支払済が対象となります)

- ① 利用時間短縮要請に基づく、利用中止もしくは利用時間の短縮変更をした場合
- ② 次項「返還対象となる期間」中において、感染拡大防止の観点からご利用団体の自主的
利用中止もしくは利用時間の短縮変更をした場合
- ③ 次項「返還対象となる期間」中において、当ふれあいプラザの要請により利用中止もし
くは利用時間の短縮変更をした場合

(2) 返還対象となる期間

令和3年8月2日より緊急事態宣言中の期間

(3) 返還内容、および方法

- ① 利用中止に伴う利用料金の全額、または利用時間短縮により発生する利用料金の差額
- ② 団体の代表者もしくは担当者に対する返還取扱窓口による現金返還、または口座振込も
対応可能(口座振込先は代表者もしくは担当者名義の指定口座とします)

(4) 必要書類

「施設利用還付申請書」を返還取扱窓口までご提出ください。

口座振込を希望する場合は「口座振込承諾・振込届」も併せてご提出ください。

(郵送受付も取扱い可としますが、FAXは取扱いいたしません。)

2. キャンセルおよび支払期限の緩和

緊急事態宣言中の貸館予約利用に関し、キャンセルおよび支払期限を利用当日まで可能とし、
緩和します。キャンセルの場合は事前に決定した場合を含め、すみやかに利用部門に連絡、キャン
セル届を提出してください。

3. 窓口 返還・支払い対応：管理部(けやきプラザ 6F 9:00~17:00)

キャンセル連絡・届出対応：各貸館利用部門(ふれあいホール・介護実習センター)

04-7165-2881(代表) ※月曜日定期休館